－今号の目次－

* 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について（こども家庭庁・文部科学省通知） 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について（こども家庭庁・文部科学省通知）**

こども未来戦略において示された4・5歳児の職員配置および3歳児の職員配置の改善を実施するため、令和6年3月13日、下記が公布され、令和6年4月1日より施行されます。

|  |
| --- |
| ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）  ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 及び 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号）  ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号） |

職員配置基準の改善については、こども未来戦略において、4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けること、また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない）とされました。

これを受け、今回、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善する改正が行われ、満3歳児の職員配置基準についても20対1から15対1へ、併せて改正がおこなわれました。

また、財政支援として、私立の教育・保育施設については、公定価格の加算措置を設けており、当該加算等の活用により、職員配置の改善を積極的に進めてほしいとされました。

公立の教育・保育施設については、公立施設の運営費は、市町村10/10負担とされていますが、3歳児（15対1）や4・5歳児（25対1）の職員配置の改善に要する経費も含め、その地方負担分について普通交付税措置を講じることとされています。

各都道府県及び市町村においては、本改正の趣旨や財政支援の措置に鑑み、保育士等の確保の取組を進めつつ、公立施設及び私立施設の職員配置の改善を積極的に推進することが求められています。

なお、今後、公立施設を含め、職員等の配置の改善状況を把握する予定とされています。

　詳細については、別添PDFをご覧ください。